



Asian Legal Update

2023 年

第 4 四半期 (10-12 月)

インドネシア	2
マレーシア	3
フィリピン	4
シンガポール	5
タイ	6
ベトナム	7
インド	8
ミャンマー	9
台湾	10
香港	11
アラブ首長国連邦	12
日本	13
バングラデシュ	14
スリランカ	15



電子商取引規制の最新情報

インドネシア財務大臣は、2023年財務大臣規則第96号(2023年財務大臣規則第111号により改正。以下「財務大臣規則」。)を公布し、電子商取引システムプロバイダー(以下、インドネシア語の略称である「PPMSE」。)に、インドネシア関税・税関総局に協力することを義務づけました。同規則は、1暦年内に1,000を超える商品貨物を輸入するオンライン小売事業者又はマーケットプレイスとして機能する、インドネシアのPPMSE及び外国のPPMSEの駐在員事務所に適用されます。

期待される協力には、輸入品の電子カタログ及び電子インボイスデータの交換、又は同総局の業務と監督の改善を助ける他の形態のパートナーシップが含まれます。

1暦年内に1,000を超える商品貨物を発送するPPMSE(外国のPPMSEを含む。)は、遅くとも2024年2月17日までに上記を遵守しなければならず、違反した場合は、当該PPMSEが将来輸入を行う際の通関手続に対して同総局が一時的に対応しなくなる可能性があります。

財務大臣規則は、2023年商業省規則第31号(以下「商業省規則」。)と密接な関係にあります。商業省規則は、事業者への事業許可及び監督を含む、電子商取引の様々な側面について規制するものです。2023年9月26日に施行された商業省規則の主な規定を次に記します。

ソーシャル・コマース事業をPPMSEとして認識

商業省規則は、ソーシャル・コマース事業者を(事業者が商品またはサービスのオファーを掲載できるようにするソーシャル・メディア・オーガナイザーをいいます。)PPMSEとして公式に認めました。そのため、ソーシャル・コマース事業者は、PPMSEに適用される規則を遵守しなければなりません。

PPMSEの責任の拡大

PPMSE、特に自らはオンライン販売を行わず、電子システムプロバイダー事業のみを行うものは、自らのプラットフォーム上で取引を行う販売事業者が、(a)事業免許要件及び商品基準を遵守すること、(b)プラットフォーム上で不健全な競争をすることを防止すること、並びに(c)プラットフォーム利用者の個人情報保護することについて、積極的に支援するよう求められています。

最低価格要件

商業省規則は、全てのPPMSEに、最低価格に関する規則に従うことを義務づけています。最低価格は、インドネシアを拠点とする消費者に対して(電子プラットフォーム上で)直接販売される商品1単位あたりFreight-on-Board(FOB)ベースで100米ドル(又は他の通貨における同等の金額)に設定されています。電子システムプロバイダー事業のみを行うPPMSEは、自らのプラットフォーム及び自らのプラットフォーム上で取引を行う販売事業者に、当該最低価格を適用しなければなりません。この最低価格要件は、国内の販売事業者の保護を意図していると報道されています。この要件を満たさない場合、PPMSEは、一時的なサービスの制限などの行政上の制裁を受ける可能性があります。

インドネシアにおける駐在員事務所の設置義務

外国のPPMSEは、一定の基準に達した場合、インドネシアに駐在員事務所を設置しなければなりません。具体的には、(i)1年間に1,000人以上の消費者と取引を行うこと、(ii)1年間に1,000件以上の商品の配送を行うこと、又は(iii)1年間の電子システムへのトラフィック若しくはアクセスがインドネシアを拠点とするインターネット利用者総数の1%以上に達することのいずれかが基準に含まれます。

2023年財政法(第2号)(The Finance (No.2) Act 2023。「**財政法**」)が2023年12月29日に公布されました。

1. マレーシアにおけるキャピタルゲイン税制の導入

財政法は、マレーシアの非上場株式の処分に対するキャピタルゲイン税制(「**CGT 制度**」)を賦課する所得税法 (Income Tax Act 1967) の改正を含む様々な改正を行いました。CGT 税制の主な特徴は以下のとおりです。

- (i) **CGT 制度の適用** : CGT 制度は、①マレーシア国内で設立され証券取引所に上場されていない会社の株式及び②マレーシア国外で設立されマレーシア国内の不動産から利益を得ている会社の株式を含む資本資産の処分に適用されます。「株式」は広く定義されており、以下が含まれます。
 - (a) 会社の株式。
 - (b) マレーシアで設立された会社又はその他の法人が発行する貸付株式及び債務証券。
 - (c) 株式資本を有するか否かにかかわらず、株式に限定されない会社持分。
 - (d) 上記(a)から(c)に定義される株式に関するオプション又はその他の権利。
- (ii) **CGT 制度の対象者** : 法人税は、会社、有限責任事業組合、信託団体又は協同組合が資本資産を処分する度に発生する課税所得に対して課されます。「処分」とは、合意に基づくか法律に基づくかを問わず、売却、譲渡、割当又は決済を意味し、株式資本の減少や会社による自己株式の購入も含まれます。
- (iii) **税率** :
 - (a) 2024年1月1日以前に取得したマレーシア国内に所在する資本資産の処分については、①資本資産の処分による課税所得の10%を支払うか、②処分価格の総額の2%を支払うかを選択することができます。
 - (b) 2024年1月1日及び同日以降に取得したマレーシア国内に所在する資本資産の処分については、資本資産の処分による課税所得の10%の税率が課されます。
 - (c) マレーシア国外に所在し、マレーシア国内に送金されるあらゆる種類の資本資産の処分については、現行の所得税率が課されます。

マレーシア首相は、2024年予算演説の中で、マレーシア政府は(a)マレーシア証券取引所が承認した新規株式公開、(b)同一グループ内の株式の再編及び(c)ベンチャーキャピタル関連投資に関する株式処分について、CGT 制度の適用除外を認めることを検討する可能性があるとして発表していました。しかし、今回の改正では、これらの適用除外は明示的に規定されていません。今後、これらの適用除外が、子会社法制等を通じて別の手段で規定されるかどうかは未知数です。

2. 1949年印紙法の改正

財政法は、1949年印紙法(Stamp Act 1949。「**印紙法**」)に関してもいくつかの改正を行いました。主な改正点は以下のとおりです。

- (i) **外貨建貸付に対する印紙税の上限撤廃** : 従来、外貨建貸付に対する担保権・抵当権設定契約書、債券約款、債務証券、証券売渡証券及び委任状に対して課される印紙税は、融資額の0.5%であり、上限は2,000リンギットでした。しかし、財政法により、外貨建貸付に対する印紙税の上限は撤廃されました。
- (ii) **外国人への不動産譲渡** : 外国企業、又はマレーシア市民及び永住者のいずれにも該当しない者に対する不動産売却に関して新たに4%の印紙税が課されます。この印紙税の金額は、売却された不動産の対価の価格又は時価のいずれか大きい方の金額を基準として課されます。
- (iii) **「書面」の定義** : 印紙税が課される対象となり得る文書には、一切の「書面」が含まれ、電子的記録又は電子的に読み取り可能な形式の送信によるものも含まれます。

なお、以上の1及び2の改正は2024年1月1日から施行されているものの、2024年1月末日時点では、マレーシア内国歳入庁は改正の詳細や手続きに関するガイドラインを発表していません。企業は、マレーシアにおける上記の新たな税制の進展について最新の情報を得る必要があります。

1. インターネット取引法の発布

2023年12月5日、フィリピン大統領は、インターネット取引法(共和国法第11967号)の法案に署名を行いました。同法は、電子商取引を規制して、顧客、データプライバシー及び知的財産権を保護し、同時にインターネット上の及び製品の安全性を保護することを目的としています。同法は、全ての企業間及び企業対消費者のインターネット取引(デジタル・プラットフォーム、電子小売業者又はオンライン商取引事業者が外国に所在し、これらの事業者がフィリピン市場を利用する取引を含む。)を対象としています。

インターネット取引法上、デジタルプラットフォームとは、物やサービスを要求、開発又は販売し、かつこれらのデータを創出し交換できるオンラインの環境下において、サービスプロバイダーとユーザーを結びつける情報通信メカニズムをいうと定義されています。デジタルプラットフォームには、電子商取引市場、ソーシャルメディアプラットフォーム及びトラベルプラットフォームが含まれます。また、同法によれば、電子商取引市場とは、オンライン上の顧客と電子小売業者を結びつけ、物又はサービスの販売、提供及び決済を行い、又はプラットフォームを通じて、商品の運送・ロジスティクス、取引後サポート又は取引の監督を行うことができるデジタルプラットフォームと定義されています。さらに、同法上、電子小売業者は、自らのウェブサイト、ホームページ又はアプリを通じて、オンライン上の顧客に対して直接に物又はサービスを販売する者として定義され、オンライン商取引事業者は、電子商取引市場又は第三者のデジタルプラットフォームを通じて金融商品には該当しない物又はサービスを販売する者と定義されています。

同法は、電子商取引市場及びデジタルプラットフォームに対し、オンライン商取引事業者の新規参入時のデューデリジエンスの実施、プラットフォームに登録されている全オンライン商取引事業者のリストの維持、オンライン商取引事業者・顧客のための効果的な救済措置手段の提供等を義務付けています。電子小売業者及びオンライン商取引事業者は、全ての電子商取引についてインボイスを発行し、オンライン顧客に対し身元を明確にするために自らの身元及び連絡先情報を公開することが求められます。

また、同法は、オンライン商取引事業者、電子小売事業者及び電子商取引市場又はデジタルプラットフォームが要件を遵守しない場合、民事訴訟上の責任を負うことを定めています。貿易産業省の下位組織として新たに設立された電子商取引局には、これらのオンライン事業者が本法により禁止されている製品又はサービスの販売又はリースに関与したり、公共又は個人の安全を脅かしたり、財務情報又は個人情報を漏えいした場合、当該事業者をブラックリストに登録するか、ウェブサイトその他のデジタルプラットフォームへの掲載を取り消す権限を付与されています。

同法は、現在施行中で、2025年6月まで全ての関連当事者に要件の遵守を求めています。

2. 仮想資産サービスプロバイダーに関するフィリピン・トラベルルールの施行

2023年12月28日、フィリピン中央銀行(「BSP」)は、仮想資産サービスプロバイダー(「VASP」)へのフィリピン・トラベルルール(「PHTR」)の施行について説明するメモランダム第M-2023-042号を発行しました。BSPの2021年通達第1108号(VASPガイドライン)に基づき、仮想資産の移転が伴う全ての取引は、国境を越えた電信送金として取り扱われ、また、VASPは、対応する電子送金に関するBSP規則(すなわちPHTR)(一方のVASPから他方のVASPに対し、送付人・受取人の情報を即時かつ安全に送信する義務を含む。)を遵守することが求められます。また、通達第M-2023-042号には、50,000ペソ(約900米ドル)相当を超える仮想資産の移転について、VASPがPHTRに従って送付人・受取人の情報を取得及び確認しなければならないと定められています。基準額の50,000ペソ未満の取引については、送付人側のVASPに対して、当該移転又はペイメントチェーンを通じた連絡における送付人・受取人の情報(送付人・受取人の名称、特定照合番号がない場合は、口座番号を含む。)が正確かつ有意義であることを確実にすることが求められています。

1. 重要投資の審査に関する法案

2023年11月3日、通商産業省(Ministry of Trade and Industry of Singapore)は、シンガポールの国家安全上の利益にとって重要と指定された事業者(「**指定事業者**」)に対する、新しい投資管理体制を定めた重要投資の審査に関する法案(Significant Investment Review Bill(「**本法案**」))を提出しました。本法案は、所有と支配に関する保障措置に関する規制により、規制産業の事業者の監督目的で制定されている産業別の法令を補完することを目的とします。主な規制は以下のとおりです。

- (1) 指定事業者の投資家は、当該指定事業者の5%以上の支配者になった場合、シンガポール通商産業大臣(「**大臣**」)に通知をしなければならない。また、指定事業者の投資家は、当該指定事業者の12%以上の支配者、25%以上の支配者及び50%以上の支配者又は間接的支配者になる前に大臣の書面による事前の承認を求めなければならない。
- (2) 指定事業者の持分の売主は、当該指定事業者の50%以上又は75%以上の支配者でなくなる場合、大臣の書面による事前の承認を求めなければならない。
- (3) 指定事業者は、最高経営責任者、取締役、取締役会の議長などの主要な役員の任命について大臣の書面による事前の承認を求めなければならない。
- (4) 指定事業者は、大臣の書面による事前の同意なく任意清算又は解散することはできず、かつ、指定事業者の財産に対して担保権を行使する者は、大臣に通知しなければならない。
- (5) 大臣は、シンガポールの国家安全上の利益のため、又は指定事業者の事業遂行上の安全性及び信頼性の観点から必要であると判断する場合、指定事業者の業務、事業及び財産について、大臣が任命した者が管理することを指示する特別の行政命令を発することができる。

本法案によれば、大臣は、①シンガポールで法人化・組織化若しくは設立された事業者、②シンガポールで活動を行う事業者、又は③シンガポールで商品やサービスを提供する事業者について、指定事業者としての指定を行うことができます。現在のところ、指定事業者は特定されていませんが、通商産業省は、本法案の下で指定事業者に指定される予定の全ての事業者既に連絡を取っています。なお、本法案は、数カ月後には施行されることが見込まれています。

2. 小売店舗用賃貸借契約法

2023年小売店舗用賃貸借契約法(Lease Agreements for Retail Premises Act 2023)(「**本法**」)は、全ての適格な小売店舗用賃貸借契約がシンガポールの小売店舗用賃貸借契約に関する行動規範(Code of Conduct for Leasing of Retail Premises)(「**本規範**」)に準拠することを義務づけるものであり、2024年2月1日に施行されます。

本規範は、2021年3月に、Fair Tenancy Industry Committee(「**FTIC**」)により初めて公表されました。本規範の主な目的は、(1)適格な小売店舗の貸主とテナントが公正かつ公平な賃貸に関する交渉を行うための指針を提供するための義務的なガイドラインとしての役割を果たすこと、(2)適格な小売店舗の貸主とテナントが本規範を遵守するためのガバナンスの枠組みを提供すること、及び(3)貸主とテナントの双方にとって利用しやすい紛争解決の枠組みを提供することです。本規範は、主要な賃貸借条件(独占権、賃貸借契約書作成費用及び第三者に関する費用、広告宣伝費及びサービス料、貸主の再開発工事による早期解約、賃借物件における販売目標、重大な不利益変更、テナントによる早期解約、敷金、床面積の変更、建物の維持管理並びに賃料計算式など)に関する11の賃貸借の原則を定めています。FTICは本規範の最新版(第3版、2023年11月1日)を公表しており、2024年2月1日以降に契約される小売店舗の適格賃貸借に適用されます。

本法は、全ての「適格賃貸借」の貸主と借主に対し、当該賃貸借を規律する賃貸者契約が、その締結時における有効な賃貸借の原則に準拠していることを確認するよう求めます。賃貸借契約の内容が許容される賃貸借の原則からの逸脱を含む場合、貸主は当該逸脱についての申告をFTICに提出しなければなりません。「適格賃貸借」とは、一般に、1年以上の小売店舗の賃貸借又は当該賃貸借の延長・更新であって、2024年2月1日以降に、当該賃貸借契約又は延長若しくは更新が締結されるものをいいます。また、本法は、適格賃貸借の紛争解決の確立し、FTICの機能・構成に関する要件を定めています。

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. 個人データの国境を越えた移転に関する通達

2023年12月25日、タイの個人データ保護法 B.E.2562(2019)(以下「PDPA」)に基づき、国境を越えたデータ転送を管理する2つの規則である、「個人情報保護委員会改定通達:PDPA B.E.2566(2023)年第28条に基づく個人データ越境移転に係る適切な保護基準」及び「個人情報保護委員会改定通達:PDPA B.E.2566(2023)年第29条に基づく個人データ越境移転に係る適切な保護基準」(以下「越境移転通達」と総称)が、官報に公告され、同日から90日後である2024年3月24日に施行されます。越境移転通達は、具体的には、①移転先の国又は国際機関が適切なデータ保護基準を有しているか否か(すなわち、移転先の国又は国際機関が実施する措置又は法的メカニズムがタイのPDPAに適合しているか否か及び移転先の国又は国際機関における個人データの保護に関する法令を実施する責任及び権限を有する機関又は組織が存在するか否か)についての基準、②同一の関連事業又は企業集団内の事業(すなわち、当該事業者が、支配権又は管理権により支配している事業又は当該事業者が、親会社、子会社又は関連会社(法令及び一般妥当な会計慣行に基づき、法令又は共同事業として関係している自然人又は法人を含む)の形式により、支配権又は管理権により支配している事業)間での越境移転についての事業者が導入を義務づけられる社内規定、及び③個人データの越境のための適切な保護措置(移転された個人データを受領する移転先の国又は国際機関に関し、個人情報保護委員会が行う政策の決定又は十分性認定がない場合)を定めています。

2. タイ ESG ファンドへの個人投資の非課税

タイ ESG 基金(以下「TESG」)の設立に続き、タイの環境・社会・ガバナンス(ESG)原則の推進のための持続可能な基金への投資を奨励する目的で、2023年12月8日、租税免除に関する歳入法の規定に基づき発行された省令 No.390 B.E.2566(2023)(以下「ESG 免税省令」)が官報に掲載されました。ESG 免税省令に基づき、2023年11月21日から2032年12月31日までの期間に課税所得のある個人は、購入日から最低8年間保有することを条件として、TESGのユニットの購入に対して、課税所得の30%までかつ年額10万バーツまでの税額控除を受けることができます。上記の条件を満たさない個人は、TESGのユニット購入についての免税を受けることはできません。

3. 汚水又は廃棄物の管理に関する指針

「汚水又は廃棄物の管理に関する工場省通達」(B.E.2566(2023))は、2023年5月31日に官報に公告され、2023年6月1日に施行された第13条及び第22条を除き2023年11月1日に施行されました(以下「本工場省通達」)。これは、改正後の工場法(B.E.2535(1992))に基づき発出された省令により特定された工場事業者に適用されます。本工場省通達は、工場の事業者に対し、有害廃棄物と非有害廃棄物の分離、検査の実施、汚水又は廃棄物の容器へのラベル(汚水又は廃棄物の名称及びコード若しくは種類などの一定の詳細を含む)の貼付、工場敷地外への汚水又は廃棄物の輸送許可の請求など、工場敷地内での汚水又は廃棄物の適切な取扱い及び処分手続を定めています。

1. 住宅法 No.27/2023/QH15(「新住宅法」)

2023年11月に可決された新住宅法は、2025年1月1日から施行されます。同法は、現行の2014年住宅法の以下のような実務上重要な問題点を解決するものです。

- (1) 開発事業者の社会福祉住宅関連の義務を実現するための柔軟な選択肢：現在、特定の大規模商業用住宅及び市街地開発事業の開発事業者は、技術インフラが整備された事業用地の20%を、社会福祉住宅開発のために割り当てる必要があります。新住宅法は、開発事業者の義務内容の選択肢を増やし、地方レベルの人民委員会が、ケースバイケースで選択して開発事業者に課す決定をすることができるようにしています。
- (2) 商業用住宅開発事業の資金源：現行法上、商業用住宅開発事業者が開発事業用の資金調達のために社債を発行することができるかが明確ではありません。新住宅法では、商業用住宅開発事業の資金調達方法として社債等の発行が明記されており、開発事業者が、開発事業の資金調達として社債を発行できることが明らかになっています。

2. 不動産事業法 No.29/2023/QH15(「新不動産事業法」)

2023年11月に新不動産事業法が可決され、2025年1月1日から施行されます。新不動産事業法によって導入された外国投資企業に関連する重要な変更点は以下のとおりです。

- (1) 外国投資企業の分類：現在、全ての外資投資企業は、外国資本の所有割合にかかわらず、不動産事業の範囲について同様の厳格な制限を受けています。新不動産事業法では、①グループ1：投資法上、外国人投資家に適用される条件及び手続の対象となる企業と、②グループ2：グループ1に分類される企業以外の企業の2つに分類されます。
- (2) 外国投資企業が行う不動産事業の範囲の緩和：新不動産事業法は、グループ2の外国投資企業(主に、外国出資比率が50%以下の外国投資企業等)が、この分野における国内企業と同様の取扱いを受けることを可能にしました。また、新不動産事業法は、グループ1の外国投資企業の不動産事業の範囲の制限も緩和し、現行法では許されていない、完成したインフラを備えた土地区画を住宅建設等の目的で個人や世帯に対して販売し、さらに、建物内の特定の建設済みフロアを転貸用に貸与することが認められています。
- (3) 未完成不動産の手付金：現行法上、未完成建物の取引における手付金の受領について明確な規定はありませんが、新不動産事業法では、未完成建物の売却価格の5%を超えるを手付金の受領を禁止し、開発事業者と購入者との間で法定の条項を含む手付契約を書面で締結することを義務付け、かつ、開発事業者が手付契約の締結を委任することを禁じています。

3. 電気通信法 No.24/2023/QH15(「新電気通信法」)

2023年11月に新電気通信法が可決され、2024年7月1日から施行されます。新電気通信法は、OTT通信、データセンター、クラウド・コンピューティング・サービスの3つのサービス(「新サービス」)に対して規制対象を拡大しています。

- (1) 新サービスの外資出資制限：法の文言上は完全に明確ではありませんが、新電気通信法は、ベトナムにおいて新サービスに投資する外国投資家に適用される外資出資制限はないとしています。このため、外国人投資家はベトナムにおいて新サービスに関する事業を行う100%外国資本の会社を設立することができると考えられます。
- (2) 新サービス提供者の義務：新電気通信法は、ベトナムにおける新サービスの提供者に登録又は届出などの多くの義務を課しています。それぞれの新サービスに適用される具体的な手続は、今後制定される政令に規定されます。

インド 執筆者¹: 鈴木多恵子、イシャ・シャ

1. 「ダークパターン」の防止等に関するガイドラインの発出

中央消費者保護当局(「CCPA」)は、2023年11月30日、ダークパターンの防止及び規制に関するガイドラインを発出しました。本ガイドラインは、インドで商品又は役務を体系的に提供するプラットフォーム、広告主、売主及びサービス提供者に適用され、プラットフォームを含むいかなる者もダークパターンに関与することを禁止します。ダークパターンとは、プラットフォーム上でのユーザー・インターフェースやユーザー・エクスペリエンスとの相互作用を利用して、消費者の自主性や意思決定を阻害したりすることにより、利用者に本来意図していなかったことをさせるよう設計された不正なウェブデザインなどで、虚偽的広告や不公正な取引、消費者の権利の侵害をもたらすものをいいます。CCPAは2023年12月、20の機関に対し、虚偽的広告について指導する通知を発出し、8つの機関に罰則を科しました。また、アマゾンプライム会員に加入するよう消費者を不当に誘導するためにダークパターンを利用していると主張しました。

2. ハリヤナ州が GST 導入前の間接税に関する和解解決スキームを実施

ハリヤナ州政府は、2023年12月30日付通達(Notification No. 71/ST-1)により、Goods and Services Tax(GST)導入前(2017年6月30日まで)の未払いや係争中の間接税に関し、和解により、類型ごとに定められた所定の割合の本税を支払えば、その余の本税並びに利息及びペナルティの支払いを免除する、和解解決スキームを実施することを公表しました。対象は、(i) Haryana Value Added Tax Act, 2003、(ii) Central Sales Tax Act, 1956、(iii) Haryana Local Area Development Tax Act, 2000、(iv) Haryana Tax on Entry of Goods into Local Areas Act, 2008、(v) Haryana Tax on Luxuries Act, 2007、(vi) Punjab Entertainment Duty Act, 1955 及び (vii) Haryana General Sales Tax Act, 1973 に基づく租税です。この制度で和解する者は、施行日である2024年1月1日から90日以内に所定の方法により申請しなければなりません。なお、刑事手続が開始されている者及び誤った還付に関する請求については申請できません。

3. 仲裁合意におけるグループ会社の原則に関する最高裁判所判決

2023年12月6日、インド最高裁判所は、一定の条件が充たされた場合、グループ会社の原則に基づき、仲裁合意の非署名者であっても、次のとおり、当該仲裁合意に拘束される場合があると判示しました。

- (i) 仲裁合意を基礎づけるのは同意である。ある仲裁合意においてその署名者である会社とグループ会社の関係にある会社(非署名者)は、両社間において署名者である会社が締結した仲裁合意に非署名者である当該グループ会社も拘束される旨の相互の意図が認められる場合、当該仲裁合意に拘束され得る。これは第三者への仲裁合意の適用範囲の問題ではなく、紛争の真の当事者を明らかにするプロセスである。
- (ii) この原則は、グループ会社間の関係を確認することにより、当該仲裁合意に非署名者であるグループ会社も拘束される意図が真に存在したかの有無を確定するための考え方である。非署名者であるグループ会社が仲裁合意に拘束されることを意図していたか否かは、(a)両社の相互の意図、(b)両社の関係、(c)主題事項の共通性、(d)取引の複合的性質、及び(e)契約の履行状況、に基づき判断される。
- (iii) 非署名者であるグループ会社が仲裁合意に拘束されるかどうかは、仲裁廷により付託段階において決定される。

¹ 本稿作成に際しては、インドの法律事務所 Economic Laws Practice 所属の Akanksha Dikshit 弁護士に協力を得ました。

1. 意匠法及び著作権法の施行

国家行政評議会(「SAC」)は、2023年10月18日付で2通の告示(告示2023年第217号及び第218号)を発出し、これにより意匠法及び著作権法が2023年10月31日に施行されました。また、商業省(「MOC」)は、2023年9月29日付で意匠法に関する規則を定めた告示(2023年第67号)を、2023年10月23日付で著作権法に関する規則を定めた告示(2023年第70号)を、それぞれ発出しました。これらの規則は、権利登録の申請、権利の移転の記録、登録の抹消等、権利の登録に関する手続きの詳細を定めています。加えて、MOCは、意匠権登録に用いられる一連の書式を公表しています。さらに、2023年10月27日、ミャンマー最高裁判所(「SC」)は、著作権及び意匠権に関する事件の訴訟手続に関する告示(2023年第960号及び2023年第973号)を発出しました。SCは、著作権及び意匠に関連する事件の裁定を行う管轄裁判所に関する告示も発出しています。

現在、MOCの下部組織である知的財産局は、WIPO(世界知的所有権機関)の出願制度を通じて商標登録出願中の者を対象とした研修会を開催しており、ミャンマーにおける意匠登録に関する研修会も追って開催される予定です。

2. ミャンマー中央銀行による輸出代金に関する告示

ミャンマー中央銀行(「CBM」)は、2023年12月6日付で告示(2023年第26号)を発出し、輸出代金のミャンマーチャットへの強制両替の対象となる割合を、従前の50%から35%に修正しました。また、CBMは、2023年12月25日付で、輸出代金のミャンマー国内口座への入金に関する告示(2023年第27号)を発出しました。告示2023年第27号によれば、アジアへの輸出代金は出荷日から30日以内(従前は45日以内)、アジア以外の国への輸出の場合は60日以内(従前は90日以内)に、ミャンマー国内の外貨口座に入金する必要があります。また、両告示の不遵守は、外国為替管理法に定める処分の対象となりえます。

3. オンライン詐欺防止のための新たな手順に関する告示

SACは、2023年10月15日、電気通信ネットワークを通じた金融詐欺について、情報収集、捜査及び対策等を行うことを内容とする標準業務手順(「SOP」)を定めた告示(2023年第216号)を発出しました。このSOPは、モバイル金融サービス事業者、銀行、CBM及び関係省庁に適用されます。SOPの主要な規定は以下のとおりです。

1. CBMは、モバイル金融サービス事業者数及びその取引関係者に関する情報を記録し、またモバイル金融サービス事業者及び関連銀行のモバイル金融サービスに関するセキュリティ対策状況等を監督することを含め、モバイル金融サービス事業者を監督し、調査しなければならない。
2. 関係省庁は、ミャンマーに入国及び在留する外国人に対して、査証情報等の確認のための立入検査を含め、査察・監督を行わなければならない。
3. CBM及びモバイル金融サービス事業者は、銀行口座及びモバイル金融口座を開設する外国人の情報(旅券、査証等)を精査しなければならない。
4. CBMは、ローカル銀行と外資系銀行との間の電信送金取引におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止(AML/CFT)ガイドラインの遵守状況を監督しなければならない。
5. モバイル金融サービス事業者は、本人確認を行う義務を負い、疑わしい取引があれば、金融情報機関に報告しなければならない。

1. 株式大量保有申告義務に係る基準見直し、より厳格に

台湾証券取引法 43 条の 1 によれば、株式公開取引会社の一定の割合以上の株式を保有する、いわゆる大量保有者は、その取得した株式又は保有株式数の変更について金融監督管理委員会証券先物局に開示・申告する義務（「**申告義務**」）を負うものとされています。この申告義務の基準に係る規定が 2023 年中に改正され、2024 年 5 月 10 日に発効することとなりました。以下、改正の要点を説明します。

(i) 申告義務：申告の要件及び内容

台湾証券取引法 43 条の 1 第 1 項によれば、株式公開発行会社の発行済株式の 5% を超える割合の株式を単独で又は他人と共同して取得した者（「**取得者**」）は、取得の事実を申告し、公告しなければなりません。また、申告の内容につき変更があった場合にも申告し、公告する必要があります。申告内容としては、取得者の情報、申告時の持株数、取得方法、取得年月日、取得目的、資金調達先の内訳、株主権の行使に係る計画等が含まれています。

(ii) 申告義務の基準：持株比率 10% から 5% へ引下げ

改正前の申告義務の基準は持株比率 10% であったところ、2024 年 5 月 10 日以降、株式公開発行会社の株式を 5% 以上保有する株主も、申告義務の対象となります。基準値の引下げに加え、申告義務の不履行に係る過料も引き上げられました。申告義務の不履行は、改正が発効する 2024 年 5 月 10 日以降、30 万新台湾ドル以上 600 万新台湾ドル以下の過料が科せられます。

(iii) 申告方法：電子的方式による申告に変更

これまで報告書はハードコピー（紙）形式で提出しなければなりませんでした。2024 年 5 月 10 日から、紙形式での報告制度は廃止され、電子的方式で提出する必要があることとなります。台湾において株式を公開発行している会社は、適時開示システム（「**MOPS**」）を利用して報告書を提出することができます。但し、台湾において株式を公開発行していない会社は MOPS の申告機能にアクセスできないため、これらの株主は、株式を取得した株式公開会社を通じて申告書を提出することにより、申告する必要があります。

2. 最低賃金法、立法院で成立

最低賃金法は、台湾の立法機関である立法院により 2023 年 12 月に可決されました。最低賃金法の施行は 2024 年内と見込まれています。同法に基づき、最低賃金審議会が労働者、政府、使用者及び学者それぞれの代表によって構成され、毎年第 3 四半期に集まり、翌年に適用される最低月給及び最低時給（「**最低賃金額**」）を決定します。また、最低賃金額の決定に際しては、消費者物価指数を考慮しなければならないとされています。

最低賃金法によれば、使用者と労働者との間で合意される賃金は当該時点で有効な最低賃金額を下回ってはなりません。合意された賃金が、有効な最低賃金額を下回っている場合、最低賃金額が当該労働者の賃金額とみなされます。この場合、使用者に対し 2 万新台湾ドル以上、100 万新台湾ドル以下の過料が科せられます。なお、当該過料は、違反の程度又は事業の規模に応じて、50% まで加重され得ます。違反した者に対し、主務官庁は期限を定めて是正するよう命じることができ、期限を過ぎても是正されないときには、主務官庁が繰り返し過料を命ずることができます。また、違反者の名称及びその代表者の氏名が公表されます。

1. トークン化証券関連業務に従事する仲介業者に関する 2023 年 11 月 2 日付通達

証券先物委員会(SFC)が発行した本通達では、トークン化証券関連業務に従事する仲介業者に対する規制当局の要請の明確化が図られています。本通達の中で言及されている規制当局の要請のうちの主要なものいくつかを以下に抜粋します。

(i) トークン化証券関連業務への従事に係る要考慮事項

(a) トークン化証券の発行

仲介業者がトークン化証券の発行に実質的に関与する場合、外部のサービス提供者への外部委託の有無にかかわらず、仲介業者はトークン化プロセスの全体について責任を負うこととされています。

(b) トークン化証券の取扱い、助言又はトークン化証券に投資するポートフォリオの管理

仲介業者がトークン化証券の取扱い、助言又はトークン化証券に投資するポートフォリオの管理に従事する場合、仲介業者はそれらのトークン化のプロセスに従事する発行者又はその他のサービス提供者へのデューデリジェンスを行うこととされています。

(ii) 顧客のための情報提供

仲介業者は、トークン化証券関連の重要情報を適切に開示し、明瞭で理解容易な形で同情報を伝える必要があります。

(iii) 2019 年 3 月 28 日付「セキュリティトークンの募集に係る声明(Statement on Security Token Offerings)」との関係

SFC は上記声明内でセキュリティトークンの販売活動はいわゆるプロ投資家向けのみに限定されるとしていましたが、本通達では、あらゆるトークン化証券の販売をプロ投資家向けのみに限定する必要はないとし、上記声明から考え方を変更しています。但し、Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance に定める prospectus regime 又は証券先物取引条例第 4 章に定める offers of investments regime の要件を充足しないトークン化証券の販売活動はプロ投資家向けのみに限定されます。

2. SFC 認可済み投資商品のトークン化に関する 2023 年 11 月 2 日付通達

本通達は、証券先物取引条例第 4 章に基づく認可済み投資商品の香港内での公募を目的としたトークン化について、SFC が要件を定めるものです。本通達の中で言及されている主要な要件のいくつかを以下に抜粋します。

(i) トークン化のプロセス

トークン化された SFC 認可済み投資商品の提供者(「商品提供者」)は以下を遵守することとされており

(a) トークン化プロセスの管理及びその適切な運営について最終的な責任負担

(b) トークン所有者の権利に係る記録が適切に保持されることの確保

(c) サイバーセキュリティ、データプライバシー、システム機能停止等に対処する適切な措置の導入

(d) 広く受け入れられていないブロックチェーンネットワークの、追加的な適切なコントロール無しでの使用禁止

(e) SFC が要求する場合、トークン化プロセスについて外部監査又は認証の取得

(f) SFC が要求する場合、SFC が満足する内容のトークン化された投資商品の提供に係る法律意見書の取得

(ii) 情報開示

トークン化された SFC 認可済み投資商品の販売書類には以下の情報を明瞭に記載する必要があります。

(a) トークン化プロセス(オフチェーン又はオンチェーン処理のいずれが最終的かの開示を含みます。)

(b) トークンの所有権に係る表明

(c) サイバーセキュリティ、システム機能停止等のようなトークン化プロセスに付随するリスク

(iii) 仲介業者

商品提供者は、SFC の認可又は登録を受けた会社・組織体など、規制に服する仲介業者である必要があります。

(iv) 適正ある職員の配置

商品提供者は、少なくとも 1 名のトークン化プロセスの運用・監督及びリスク管理に経験と専門性を有する適性ある職員を配置する必要があります。

新競争法の施行

新しい競争法 (Federal Decree-Law No. 36/2023) (以下「新競争法」) が 2023 年 12 月 28 日に施行され、以前の競争法 (Federal Law No. 4/2012) (以下「旧競争法」) が廃止され全面的に置き換えられた。新競争法で導入された主な変更点は以下の通りである。

- (i) 適用範囲：新競争法は UAE 内で行われる経済活動に従事する事業者だけでなく、UAE 国外で行われ UAE 市場に影響を及ぼす活動を行う全ての事業者にも適用される。加えて、新競争法はその適用対象となる「経済活動」の定義について広範な定義を採用しており、新しい定義の下では、「経済活動」には UAE における生産、流通、製品・商品の提供、サービスの履行に主に関連するあらゆる活動が広く含まれている。
- (ii) 適用除外の変更：旧競争法では、一部の事業分野全体（電気通信、石油・ガスなど）が適用対象から除外されていた。一方、新競争法では、異なる当局及び法律により規制されている特定の商品やサービスに関する協定、慣行、行為について、当該法律が当該分野における競争法関連の規制も行っている場合に限り、適用除外となる。従って、各企業は、その事業分野に適用される他の法律を検討し、それらの法律に新競争法の適用除外が認められるような競争法関連の条項が含まれているかどうかを確認する必要がある。また、旧競争法には中小企業に対する適用除外規定が存在したものの、新競争法ではそうした適用除外規定は定められていない。
- (iii) 関連市場の定義の明確化：新競争法はその適用範囲を画する「関連市場」の定義を、明確化した。旧競争法では条文の文言上、「関連市場」は物理的空間に限定されていたものが、新競争法では製品・サービスに対する需要と供給が存在し、競争条件が類似・同質であるデジタルな空間も明示的に定義に含まれている。
- (iv) 規制当局への届出基準：旧競争法では、当事者の市場占有率の合計が「関連市場」の総取引額の 40%を超えるような取引（具体的には組織再編や資産譲渡等）を行う場合に限り規制当局への競争法上の届出が必要であった。新競争法では、何らかの取引を行うにあたり届出が必要かどうかは、「関連市場」における直近事業年度の売上高又は市場シェアのいずれかに基づいて判断される。また、当該届出の期限は、旧競争法では組織再編や資産譲渡等の経済的な集中を生じさせる取引完了の 30 日前であったが、新競争法では取引完了の 90 日前となった。
- (v) 従業員に対する妨害行為に対する罰則：新競争法の各条項違反に対する罰金に加え、新競争法の規定に従って従業員が与えられた職務を遂行することを妨害した者に対しては、AED 50,000（約 13,600 米ドル）から AED 500,000（約 136,000 米ドル）の範囲の罰金を科される可能性がある。
- (vi) 施行規則：新競争法のいくつかの条文では、新競争法上の具体的な運用方法に関する詳細について、施行規則に委ねている。当該施行規則はまだ発行されていないものの、新競争法の施行日である 2023 年 12 月 28 日から 6 ヶ月以内に公布される予定である。

1. 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立—四半期報告書の廃止—

2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(「**改正法**」)が、第212回国会(臨時会)において可決・成立し、同月29日、公布されました(令和5年法律第79号)。改正法では、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客本位の業務運営・金融リテラシーに関する制度、企業情報の開示に関する制度等が整備・改正されるとともに、デジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策が盛り込まれています。本稿では、このうち、企業情報の開示に関する改正(四半期報告書の廃止に係る改正)を概観いたします。

企業情報の開示の在り方については、金融審議会が、2021年6月に金融担当大臣からの諮問を受けてディスクロージャーワーキング・グループを設置して審議を重ね、2022年6月及び同年12月にその結果を取りまとめた報告書を公表しており、これらの報告書では、経済社会情勢が大きく変化する中、投資家の投資判断において、サステナビリティなど、中長期的な企業価値に関連する非財務情報や、企業から多様な媒体で随時発信される情報の重要性が高まっている一方で、四半期開示については、金融商品取引法(「**金商法**」)上の四半期報告書(第1・第3四半期)と取引所規則に基づく四半期決算短信とは重複がみられるとして、コスト削減や開示の効率化の観点から、これらを一本化することが提案され、同年12月の報告書では、金商法上の四半期開示義務(第1・第3四半期)の廃止に向けて金商法の改正案を速やかに検討すべきとの提案がなされていました。

これを受け、改正法では、以下の改正がなされました。

- ▶ 上場会社に対する期中の業績等の開示について、3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし(**四半期報告書制度の廃止**)、上場会社に対し、四半期報告書に代わり**半期報告書の提出を義務付ける**こととし、四半期報告書の提出に関する規定を削除。
- ▶ 参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も含む。)の**公衆縦覧期間**につき、これらの書類の重要性に鑑み、**5年へと延長**。

上記四半期報告書の廃止、半期報告書の提出の義務付け、公衆縦覧期間の延長に係る改正は、2024年4月1日から施行されますが(改正法附則1条3号)、経過措置が規定されています(改正法附則2条ないし4条、67条)。経過措置によれば、四半期報告書の廃止及び半期報告書の提出については、例えば12月決算の上場会社の場合、同年1月1日から開始する事業年度については、第1四半期報告書を改正前の金商法(「**旧法**」)に基づき提出し、第2四半期終了後は改正法に基づく半期報告書を提出することとなるので留意が必要です(改正法附則2条1項、3条1項、2項)。3月決算の上場会社の場合には、同年4月1日から開始する事業年度以降、旧法に基づく四半期報告書の提出は要せず、新たな半期報告書を提出することとなります。

上記改正を受けて、金融庁は、2023年12月8日、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表しているほか(後記2参照)、東京証券取引所においても、2023年11月22日、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」が公表され、同方針に基づく取引所規則の改正及び決算短信の作成要領を含む適時開示ガイドブックの改訂が予定されています。これらの動向について、引き続き注視する必要があるといえます。

2. 金融庁による令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表

上記1のとおり、金融庁は、2023年12月8日、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表しました。主な内容は、①上場会社等が提出する半期報告書に関する規定の整備、②「企業・株主間のガバナンスに関する合意」の締結・変更及び「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更の臨時報告書の提出事由への追加、③半期報告書に含まれる中間財務諸表に関する規定の整備、④その他、関係政令、内閣府令等についての所要の改正等となっています。これらの改正は、パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、施行(2024年4月1日)される予定とされていますが、改正後の規定のうち、有価証券報告書等の様式に係る規定の適用については、経過措置が設けられる予定とされています。

1. 上場会社における独立取締役の選任要件の厳格化

Bangladesh証券取引委員会は、2023年10月16日付けの通達により、上場会社における独立取締役の選任に関する規制を強化しました。同通達によって、全取締役のうち、最低でも2名又は5分の1のいずれか多い方の人数は、独立取締役を選任しなければならないこと、及び独立取締役の任命について同委員会からの事前承認が義務付けられました。

2. 2010年 Bangladesh経済特区法の改正

2010年 Bangladesh経済特区(改正)法が、2023年11月13日に施行されました。本改正は、主に、他国とのパートナーシップに基づく経済特区の創設を効果的に進めるために実施されました。本改正前は、市公社、地方自治体、及び軍隊野営局の地域内での経済特区の創設が制限されていました。

3. 2023年関税法の制定

Bangladesh議会は、2023年10月31日、1969年関税法を廃止し、これに代えて2023年関税法を制定しました(ただし未施行)。新法は、 Bangladeshの関税実務を国際的な水準に近づけることを目的としています。標準的な業務手順の導入により税関職員の裁量が減り手続きの透明性が向上するとともに、事前裁定制度の導入によりビジネスにおける不確実性が軽減されます。また、マネーロンダリングやテロ資金供与を抑制するための規定も盛り込まれています。

4. 2023年金融会社法の制定

Bangladesh議会は、1993年金融機関法を廃止し、これに代わる2023年金融会社法を制定し、同法は2023年11月13日に施行されました。新法の要点は、次のとおりです。

- (i) 外国投資家がノンバンク(NBFI)の株式を購入する際には、 Bangladesh銀行の承認が必要となりました。
- (ii) 違反の場合の行政処分や罰則が一部、強化されました。
- (iii) NBFIにおける取締役の人数が最大15名までとされ(うち最低2名は独立取締役とする)、また最大2名までは同じ家族の者を取締役とすることができるとされました。
- (iv) 同一人又はその関連当事者又はその同じ家族の者がNBFIの株式を個々で又は合わせて15%以上保有することが禁止されました。

² 本稿作成に際しては、 Bangladeshの法律事務所 Rahman's Chambers 所属の Shimu Kamrunnaher 弁護士に協力を得ました。

1. 個人データ保護法の施行状況

2022年3月19日、個人データ保護法第9号(「PDPA」)が成立し、個人データ処理の規制、個人データ保護に関するデータ主体の権利、データ保護当局の設立などが規定されました。PDPAが制定される以前は、スリランカにはデータ保護に関する産業分野ごとの法律はありましたが、データ保護に特化した包括的な法律はありませんでした。スリランカ政府は、PDPAについて、デジタル時代における個人データ保護の強固な枠組みを確立し、市民のプライバシーの保護及びデジタル・エコシステムにおける信頼を促進するためのものと位置づけています。

スリランカ政府は、2023年7月21日、PDPAの第V部(データ保護当局)の施行を開始し、データ保護当局の行政管理を行う機関となる理事会のメンバーである理事には、エンジニアリング、会計及びファイナンス、法律及び規制業種の各分野からなる7名の専門家が選任されました。

第VI部(データ保護当局の局長及び職員)、第VIII部(データ保護当局の基金)、第IX部(雑則)、第X部(解釈)といった管理及び運営に関するその他のPDPAの規定については、2023年12月1日から施行されました。また、第I部(個人データの処理)、第II部(データ主体の権利)、第III部(管理者及び処理者)、第VII部(罰則)といった実体面に関するPDPAの規定については、2025年3月18日から施行されることが公表されています。第IV部(勧誘メッセージ配信のための個人データの使用)の施行日については、未だ公表されていません。

データ保護当局は、今後、公開協議を実施し、経済の主要なセクター及びその他の利害関係者を代表する諮問委員会とも協議を行う予定です。

2. 新しい労働法の審議状況

スリランカでは、国内外の投資家からの投資を促進し、また労使関係の調整のために、既存の複数の労働関連法令を、一つの新しい労働法として統合することが目指されています。この新しい労働法については、労働・外国雇用省の委員会、諮問委員会による審議がなされ、民間部門及び労働組合の代表者を含む様々な利害関係者からもパブコメにおいて意見が示されています。

新しい労働法では、1935年労働組合法令、1942年工場法令、1950年産業紛争法、1954年店舗事務所(雇用賃金規則)法、1971年解雇法などの既存の労働関連法令を一つの法令に統合することが予定されています。また、労働者の権利、職場の安全及び公正な雇用慣行を強化することを目的とした、雇用及び職場における差別の防止、柔軟な労働時間の導入、育児休暇などに関するルールが含まれています。

他方で、労働組合の設立に必要な最低組合員数を7人から100人に増やすことや、特定の産業において使用者が時間外手当を支払うことなく労働者に1日12時間の労働を行わせることができることなど、労働者の従前の権利を制限する内容も含まれています。本提案については、労働者側から反対する議論も出ており、今後の動向が注目されます。

³ 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram の Hansi Abayaratne 弁護士に協力を得ました。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京所)
 箭内 隆道(アソシエイト、東京)
 白井 美和子(アソシエイト、東京)
 難波 早登至(アソシエイト、東京)
 小川 莉央(アソシエイト、東京)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア
 ミリアム・アンドレータ
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
Miriam@wplaws.com



インドネシア
 ハンス・アディプトラ・クルニアワン
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
 吉本 祐介
 インドネシアプラクティスパート
 ナー、東京
y.yoshimoto@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)
 眞榮城 大介
 パートナー、シンガポール
d.maeshiro@nishimura.com



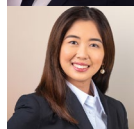
マレーシア
 ワンメイ・リヨン
 提携事務所パートナー,
 WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com



マレーシア
 ライアン・ヘン
 提携事務所アソシエイト,
 WM Leong & Co
ryan.heng@wmlaw.com.my



フィリピン
 ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ
 パートナー、シンガポール
m.villarica@nishimura.com



フィリピン
 ステフィ・サリス
 アソシエイト、シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
 佐藤 正孝
 パートナー、シンガポール
m.sato@nishimura.com



シンガポール
 メリッサ・タン
 アライアンス事務所ダイレク
 ター、Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール
 チン・スーシャン
 アライアンス事務所アソシエイ
 ト、Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
 吉本 智郎
 パートナー、シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ
 ジラボン・スリワット
 パートナー、バンコク事務所共同
 代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
 アピンヤーン・サーンティカセーム
 パートナー、バンコク
a.samtikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
 志澤 政彦
 アソシエイト、バンコク
m.shizawa@nishimura.com



ベトナム
 ヴ・レ・バン
 パートナー、ホーチミン事務所
 共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム
 グエン・テイ・タン・フォン
 パートナー、ハノイ
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)
 池田 展子
 カウンセル、ハノイ
n.ikeda@nishimura.com



インド
 鈴木 多恵子
 インドプラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



インド
 イシャ・シャ
 アソシエイト、フランクフルト
i.shah@nishimura.com



インド(和文監修者)
 箭内 隆道
 アソシエイト、東京
t.yanai@nishimura.com



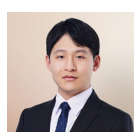
ミャンマー
 ソーニャントウン
 アソシエイト、ヤンゴン
s.n.htun@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)
 中島 朋子
 アソシエイト、東京
to.nakashima@nishimura.com



台湾
 張 勝傑
 パートナー、西村朝日台湾法律
 事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



台湾(和文監修者)
 江 承頤
 アソシエイト、台北
c.chiang@nishimura.com



香港

坂本 龍一

パートナー, 東京

r.sakamoto@nishimura.com



アラブ首長国連邦

アユシュ・シャルマ

アソシエイト, ドバイ

a.sharma@nishimura.com



アラブ首長国連邦

黒田 英

アソシエイト, ドバイ

s.kuroda@nishimura.com



アラブ首長国連邦(和文監修者)

森下 真生

パートナー, ドバイ

m.morishita@nishimura.com



日本

加賀 宏樹

パートナー, 東京

h.kaga@nishimura.com



日本

岡田 彩

アソシエイト, 東京

a.okada@nishimura.com



バングラデシュ

バーシャ・バッタチャリヤ

カウンセラー, 東京

v.bhattacharya@nishimura.com



バングラデシュ(和文監修者)

杉谷 真

アソシエイト, 東京

m.sugitani@nishimura.com



スリランカ

鈴木 多恵子

インドブラクティスパートナー,
東京

t.suzuki@nishimura.com



スリランカ

川島 章裕

カウンセラー, 東京

a.kawashima@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。